

研修を充実させる（教育委員会の支援）

学校運営協議会は教育委員会が設置するものであり、責任を持って、学校運営協議会や学校へ助言・支援を行っていくことが不可欠です。具体的には、マネジメント力向上に向けた管理職層への研修の充実や、学校運営協議会委員や教職員向けの研修会の実施、好事例の発信、学校運営協議会委員への報酬等の経費の確保等を行うことが求められます。

< 研修計画(例): 山口県教育委員会(平成26年度) >

| 月 | 対 象 | 内 容 | 備 考 |
|-----|---------------------------------|---|--------------------------------------|
| 6月 | ・ コミスク推進協力校区等関係者 ・ 学校運営協議会委員 | 第1回コミスク研修会 (兼「第1回学校関係者と地域関係者の合同研修会」) ・ 組織づくり | 学校関係者 約150名 運営協議会 約150名 |
| 6月 | ・ 新任校長 | 「フォローアップ研修会」 ・ マネジメント | 1～3年校長 約120名 |
| 6月 | ・ コミスク推進校関係者 | 第2回コミスク研修会 (兼「フォローアップ研修会」) ・ マネジメント ・ 評価指標 | 新任校長 約80名 推進校校長 7名 推進校委員 10名 |
| 7月 | ・ 各学校長 ・ コミスク学校運営協議会委員等 | 第3回コミスク研修会 (兼「学校と地域の連携・協働に係る研修会」) ・ 模擬熟議 | 学校関係者 約300名 運営協議会 約200名 |
| 8月 | ・ 学校関係者、運営協議会委員等 | 全国コミュニティ・スクール研究大会 | |
| 10月 | ・ 推進協力校区等学校関係者 | 第4回コミスク研修会 (兼「第2回学校関係者と地域関係者の合同研修会」) ・ リアル熟議(デモ) ・ 具体的な取組事例 ・ 部会別協議 | 学校関係者 約150名 運営協議会 約150名 |
| 11月 | ・ コミスク推進校関係者 | 第5回コミスク研修会 (兼「フォローアップ研修会」) ・ マネジメント ・ 評価指標 | 3年目校長 約70名 推進校校長 10名 推進校委員 10名 |

- ◆指導主事・社会教育主事研修会(年3回)
・ コミュニティ・スクール及び地域協育ネット推進に関する会議
- ◆文部科学省研究指定校成果報告会(年1回)
・ 指導主事、社会教育主事、研究指定校代表者を対象とした成果報告会議
- ◆社会教育所管課との連携研修(通年)
・ 地域住民を対象とした地域コーディネーター育成講座
・ 学校運営協議会や学校を対象とした学校運営協議会における熟議の為の出前講座
- ◆教育長自主研修会、県教委と市町教委の合同研修会、課長会議、課長フォーラム
・ コミュニティ・スクール導入や充実に関する研修

※地域協育ネット

子どもたちの幼児期から中学校卒業程度までの育ちや学びを地域ぐるみで見守り、支援する、山口県独自の仕組み。

(平成27年3月 コミュニティ・スクールの推進等に関する調査研究協力者会議～報告書～より)

各学校において管理職である校長や教頭は、教職員に向けたコミュニティ・スクール(学校運営協議会制度)に関する研修を実施したり、**地域との連携・協働の機能の校務分掌への位置付け**(事務職員の地域とのコーディネーターへの登用等を含む)を行ったりするなどの働きかけが必要です。

また、保護者や地域住民に対しても、コミュニティ・スクールへの理解を得るために、ホームページや学校だより等を通じた**情報発信**を定期的に行う必要があります。

既存の取組や仕組みをベースとして学校運営協議会制度へ

「学校支援地域本部」や「学校評議員」、「学校関係者評価」などの取組は、学校と地域の協働関係・信頼関係の土台となる大切な取組です。それをベースとし、段階的にコミュニティ・スクールに発展していくことで、組織的・継続的な体制が構築され、従来の取組も一層充実していきます。

地域住民や保護者等が学校運営に参画する持続可能な仕組みの構築へ

コミュニティ・スクール (学校運営協議会制度を導入する学校)

2,806校
(平成28年4月1日)

◆コミュニティ・スクールへの過渡的な段階の姿として捉えて推進

自治体類似の仕組み (〇〇型コミュニティ・スクールなど)

地域住民や保護者等が学校運営や教育活動について協議し意見を述べる会議体*

◆学校と地域の協働関係・信頼関係の土台となる大切な取組

※教育委員会の規則や、教育委員会の方針等に基づき学校が作成する要綱等により設置されている会議体で、校長の求めに応じた意見聴取にとどまらず、主体的に学校運営や教育活動について協議し、意見を述べることができる会議体(任用等に関する意見を主活動として位置づけていない協議会も含む。)

学校関係者評価委員会

全公立学校の約94%で実施

学校運営協議会と一体的に推進

学校関係者評価委員会は、学校関係者評価を実施するための任意設置の会議体です。

学校教育法第43条、同法施行規則第67条

学校評議員制度

全公立学校の約80%で実施

学校運営協議会への移行を積極的に推進

学校評議員制度は、学校評議員が、**校長の求めに応じて**、学校運営に関する意見を述べる制度です。

学校教育法施行規則第49条

学校支援等の取組

公立小中学校の約59%で実施

学校運営協議会と一体的に推進

学校支援地域本部は、学校と地域との連携体制の構築を図り、地域全体で学校教育を支援する体制づくりを推進する地域住民等のボランティアの集まりです。

※法的な措置はありません。

学校・教育委員会が、主体的に取り組んでいる地域との連携に関する**実践を効果的に生かしていく視点**が必要です。また、学校・教育委員会が**自らコミュニティ・スクールの意義や成果等を理解**し、その道を選ぶことが大切です。

類似の仕組みからコミュニティ・スクールに発展する主なメリット

- ・事業としての類似の仕組みから、法に基づく学校運営協議会の仕組みに発展することで、**組織的・継続的な連携・協働体制の確立が可能**となる
- ・学校運営の**当事者として**委員から意見が得られ、学校運営の改善・充実が図られる
- ・学校・家庭・地域において**共通したビジョンをもった教育活動等が可能**となり、主体的・能動的な取組となる
- ・基本方針の承認を通じて、地域等に対する説明責任の意識が向上し、地域等の理解・協力を得た**風通しのよい学校運営**が可能となる
- ・学校運営の改善を果たす**PDCAサイクルが確立**しやすくなる

学校支援地域本部等から学校運営協議会への発展

学校支援地域本部や学校支援ボランティアの活動が活発な学校では、日々の学校支援活動を通して学校と地域の信頼関係が築かれているため、そのことを生かして多くの学校が学校運営協議会に発展しています。

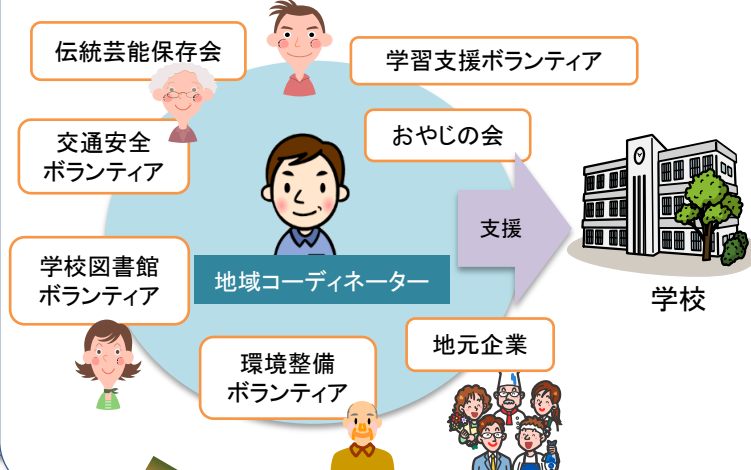
学校運営協議会に発展することにより、学校のニーズにより的確に対応した学校支援を展開することができますようになります。

①学校支援活動を充実させるためには、「学校と地域の信頼関係の構築」が大切です。

1. 学校支援ボランティア組織がある場合



2. 学校支援地域本部がある場合



②【学校支援ボランティア組織がある場合】
各ボランティア組織の代表者を含む会議体を形成します。



②【学校支援地域本部がある場合】
地域コーディネーターを含む会議体を形成します。
(※学校区に既存の協議会等があればそれを利用します。)

会議体において、日々の学校支援活動を通して感じていた学校の魅力や課題などを共有し、学校運営全般について積極的に意見交換する場を設けます。

学校運営への参画

③会議構成メンバーを学校運営協議会委員に任命し直すことで、学校運営協議会へ発展していくことができます。

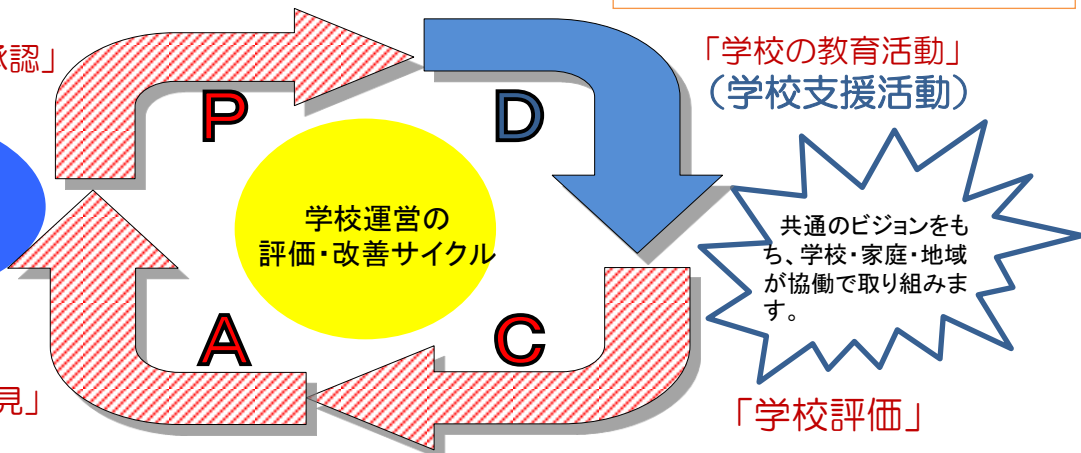
学校運営協議会

④学校運営の基本方針等を協議・承認していくことを通じて、各々の支援活動について、共通したビジョンを持った取組へと展開していきます。

「基本方針の承認」

学校運営協議会の意見を「学校支援活動」に反映

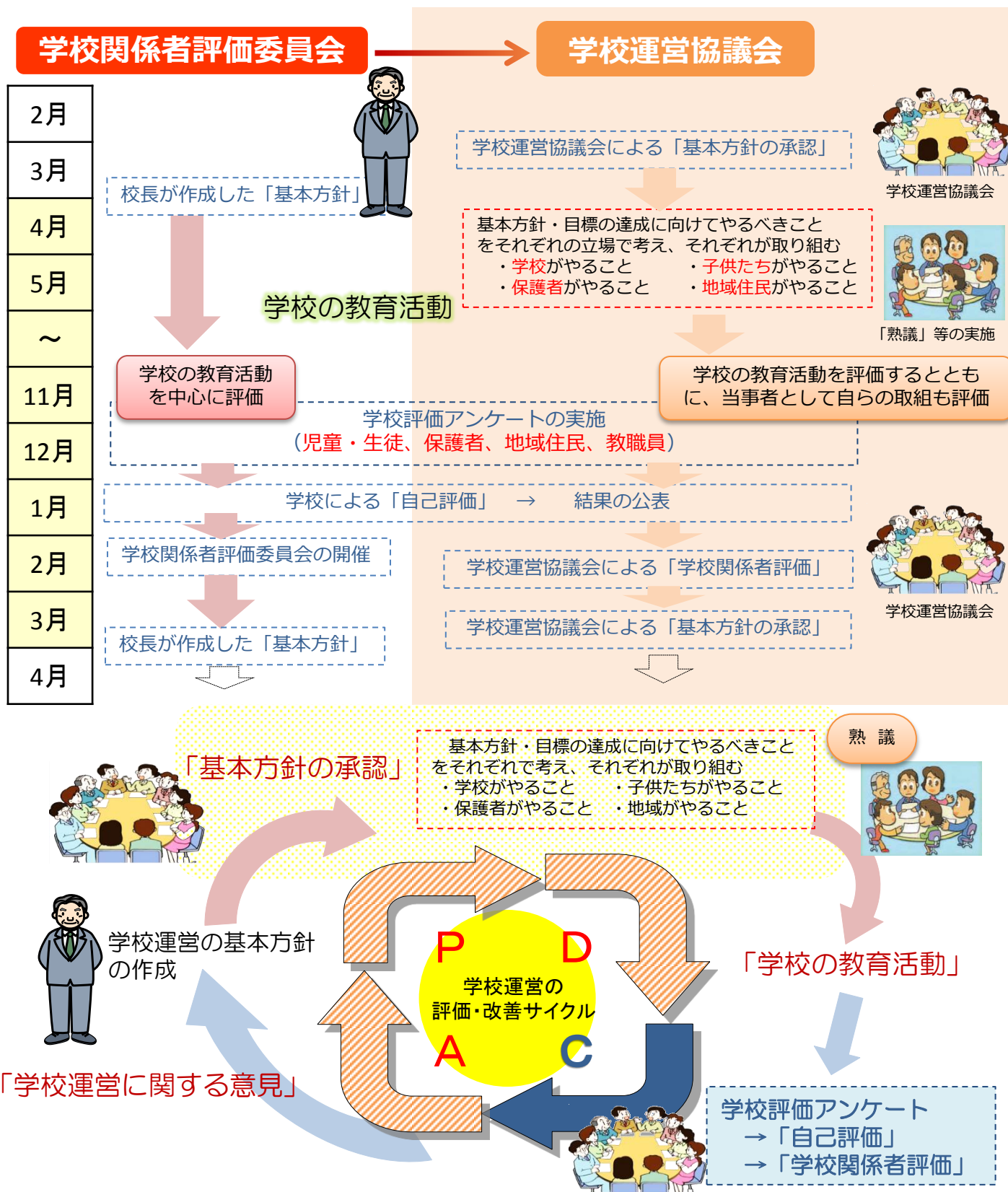
「学校運営に関する意見」



※ 教育委員会規則に学校支援の機能を位置付けている割合は7割に上っています。

学校関係者評価委員会から学校運営協議会への発展

学校運営協議会と一体的に学校関係者評価を実施することで、子供たちに関わる全ての人の**当事者意識**が高まるとともに、学校・家庭・地域の相互のコミュニケーションが深まります。そして、**学校運営の改善のサイクルが有効に機能**していきます。



学校運営協議会の機能として、**教育委員会規則に学校評価の機能を位置付けている割合は約8割**に至っています。発展的な例では、学校運営協議会の部会に**学校評価部会**を設け、組織化しているところもあります。

学校評議員から学校運営協議会への発展

学校評議員で合議体を形成し、学校評議員の方をそのまま学校運営協議会の委員として任命することで、**当事者意識を持って**学校運営に対する意見を述べるようになります。

学校運営についての**熟議の場**を持ち、**その結果をもとに協働していく**ことで、学校運営全般への参画を促します。このことを通じ、学校評議員の活性化を図り、学校運営協議会への段階的発展を目指します。

学校評議員

※合議体ではない

校長の求めに応じて意見を述べる事ができる

学校評議員

①学校評議員を選ぶに当たって、**協働して活動できる人を選ぶ**ことが重要です。

②学校評議員が、学校の課題や目標を共有した上で、学校運営について**積極的に意見交換できる合議体を形成**し、学校運営に参画していく素地をつくりま

③学校評議員が積極的に意見を述べていくために、学校行事や授業など、**実際に子供の姿や学校の取組を見て教職員と意見交換**するなど、年間を通じて学校への理解を深めます。

④**学校評議員を学校運営協議会委員に任命し直す**ことで、学校運営協議会へ発展していくことができます。

学校運営協議会

<合議体>

※合議体…複数の構成員の合議によってその意思を決定する組織体



学校評議員から学校運営協議会を置く「コミュニティ・スクール」に移行することによる主な魅力・メリット

- ・**学校運営の当事者として**、より重い責任を有する学校運営協議会委員の意見が学校運営に反映されることで学校運営の改善・充実が図られます。
- ・学校・家庭・地域において、**共通したビジョンをもった取組の展開が可能**となります。（一方的な支援にとどまらない、主体的・能動的な取組の展開）
- ・コミュニティ・スクールの機能である基本方針の承認を通じて、校長の地域の人々や保護者に対する**説明責任の意識が向上**するとともに、地域の人々や保護者の理解・協力を得た**風通しのよい学校運営**が可能となります。
- ・コミュニティ・スクールの場合には多様な人材の英知を結集することができるため、学校運営の改善を果たすより確かな**PDCAサイクルを確立**しやすくなります。

※ 学校運営協議会の設置に伴い、学校評議員制度を廃止している学校の割合は64%です。

※学校評議員と学校関係者評価委員会を共に置いている学校では、**両制度を一体的に捉え**た上で、学校運営協議会に発展させたケースもあります。

学校関係者評価委員会

学校評議員

コミュニティ・スクール
(学校運営協議会を置く学校)

小規模校が多い市町村教委では、人材不足への対応策の一つとして、両組織を一体化した取組を進めています。

コミュニティ・スクールに関する最新の動向

教育再生実行会議の第6次提言（H27.3）を受け、中央教育審議会への諮問が行われ（H27.4）、同12月21日に答申（新しい時代の教育や地方創生の実現に向けた学校と地域の連携・協働の在り方と今後の推進方策について）が取りまとめられました。以下は、答申の中で「**コミュニティ・スクール**」に関する概要です。

教育再生実行会議第6次提言（平成27年3月）

- ・未導入地域における取組の拡充
- ・地域と相互に連携・協働した活動を展開するための抜本的な方策
- ・コミュニティ・スクールの**仕組みの必置**の検討

コミュニティ・スクールの推進等に関する調査研究協力者会議（H26.6～H27.3）

- ・コミュニティ・スクールと学校支援地域本部等との一体的推進
- ・類似の制度・仕組みからコミュニティ・スクールへの移行の推進
- ・全国展開を図るための普及・啓発

中央教育審議会への諮問（H27.4.14）

中央教育審議会答申（平成27年12月）

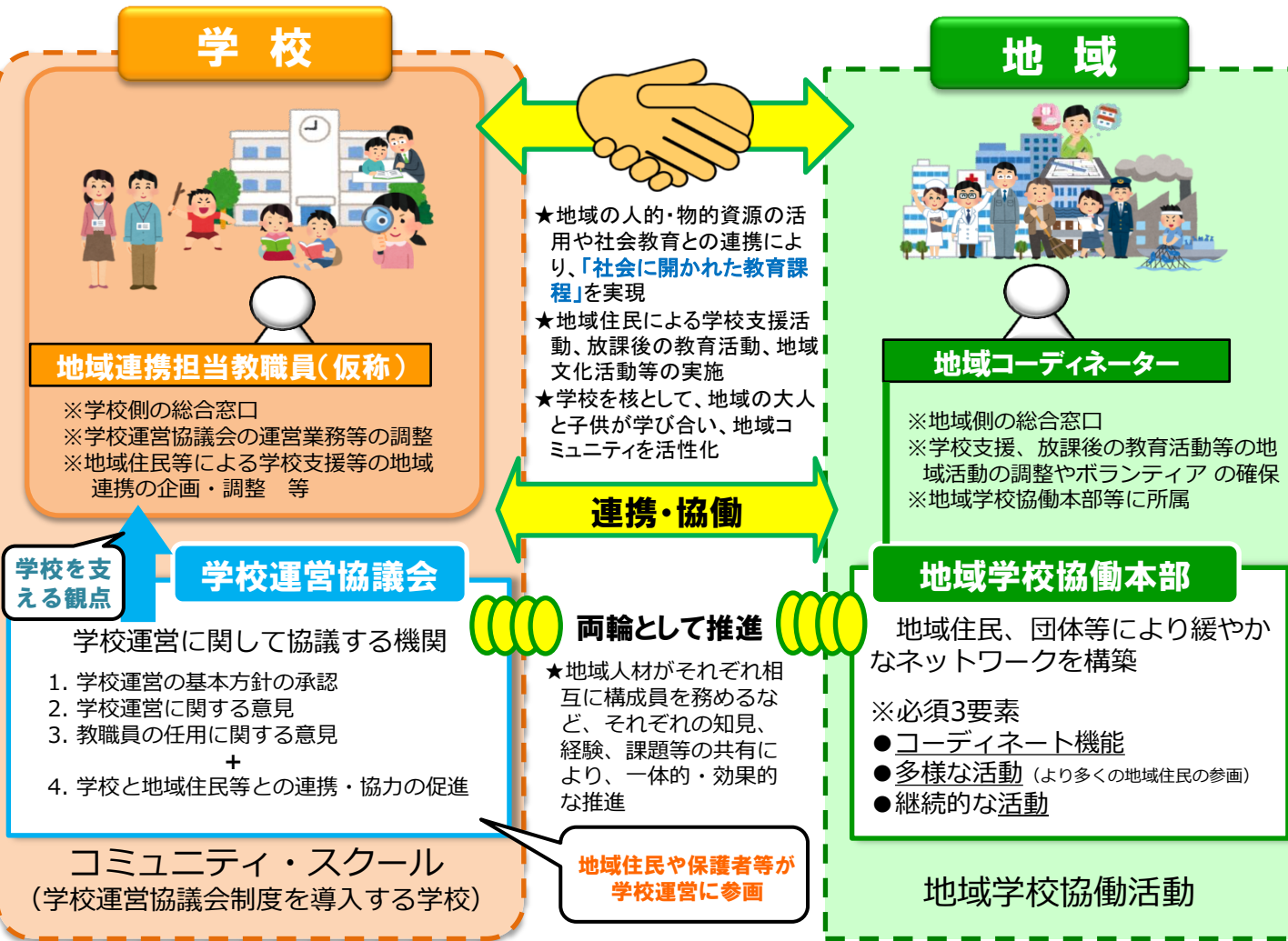
以下の**制度面・運用面の改善**とあわせ、教育委員会に学校運営協議会の**設置の努力義務**を課すといった総合的な方策により、コミュニティ・スクールを推進することを提言。

今後の地域における学校との協働体制の在り方について（中教審答申のポイント）

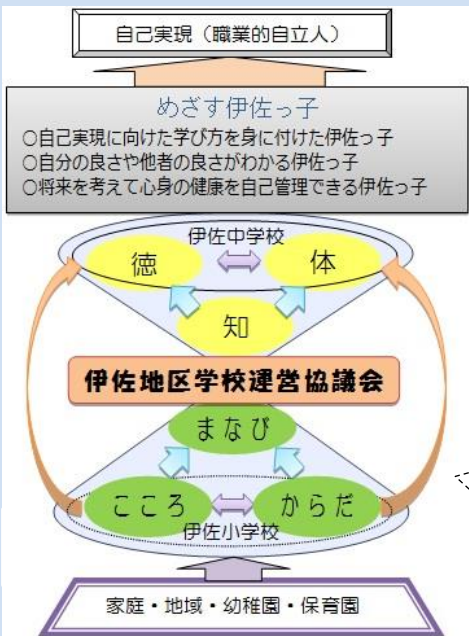
| 制度面の改善 | 現状 | 提言内容（見直しの方向性） |
|-----------------|---|---|
| ① 学校を応援する役割の明確化 | <ul style="list-style-type: none"> ・学校運営に関して協議し、意見を述べる役割のみ規定。 ・委員は、<u>地域住民や保護者一般</u>が規定されているのみ。 | <ul style="list-style-type: none"> ・協議会の役割として、学校運営に加えて学校支援の企画・立案を行える仕組みに。 ・学校支援活動に携わる者（<u>地域コーディネーター</u>等）の委員としての参画を促進。 |
| ② 校長のリーダーシップ発揮 | <ul style="list-style-type: none"> ・委員は教育委員会の任命とされ、<u>校長の関与は特段規定なし</u>。 | <ul style="list-style-type: none"> ・委員の任命に当たり、校長が意見申出を行えることとし、校長がリーダーシップを発揮できる仕組みに。 |
| ③ 任用に関する意見の柔軟化 | <ul style="list-style-type: none"> ・教職員の任用に関する意見を任命権者に申し出ることができる他、<u>特段の規律なし</u>。 | <ul style="list-style-type: none"> ・コミュニティ・スクール導入の積極的な検討を促す観点から、柔軟な運用（※）を確保。 <p>※ 柔軟な運用例：個人を特定しない形での意見に限定（「部活動経験が豊富な教員を配置して欲しい」等）</p> |
| ④ 複数校設置を可能に | <ul style="list-style-type: none"> ・学校ごとに協議会を設置することとされ、複数校の協議会の委員の併任等で対応。 | <ul style="list-style-type: none"> ・小中一貫教育等の学校間の円滑な接続を図る観点から、複数校について一つの協議会設置を可能とする仕組みに。 |

学校と地域の効果的な連携・協働と推進体制

地域とともにある学校に転換するための仕組みとしての**コミュニティ・スクール**と、社会教育の体制としての**地域学校協働本部**が、**相互に補完し、高め合う存在として両輪となって相乗効果を発揮**していくことが必要であり、当該学校や地域の置かれた実情、両者の有機的な接続の観点等を踏まえた体制の構築が重要です。また、普段から**情報の共有**や地域コーディネーターと地域連携の推進を担当する教職員との**連携の強化**を図ります。



複数の学校に一つの学校運営協議会を設置できますか？



学校運営協議会は**一つの学校に一つ置かれる**こととなりますが、それぞれ学校運営協議会を置く小学校と中学校が**小中一貫・小中連携等**の組織や、**中学校区を一つのまとまりとした組織**を形成し、取組を行っているケースもあります。この場合、中学校区内の各学校運営協議会が合同で会議を開催し、地域全体の教育について協議するなど、弾力的な取組が行われているところです。

例1：全校の学校運営協議会の委員全員を同一メンバーで構成し合同開催。

例2：各校の学校運営協議会に加え、中学校区全体を統括するコミュニティ・スクール委員会を設置。委員は兼務。

例3：各校の学校運営協議会の代表が集うブロック協議会を設置

例4：合同会議等は開催しないが、一部の委員が兼務。

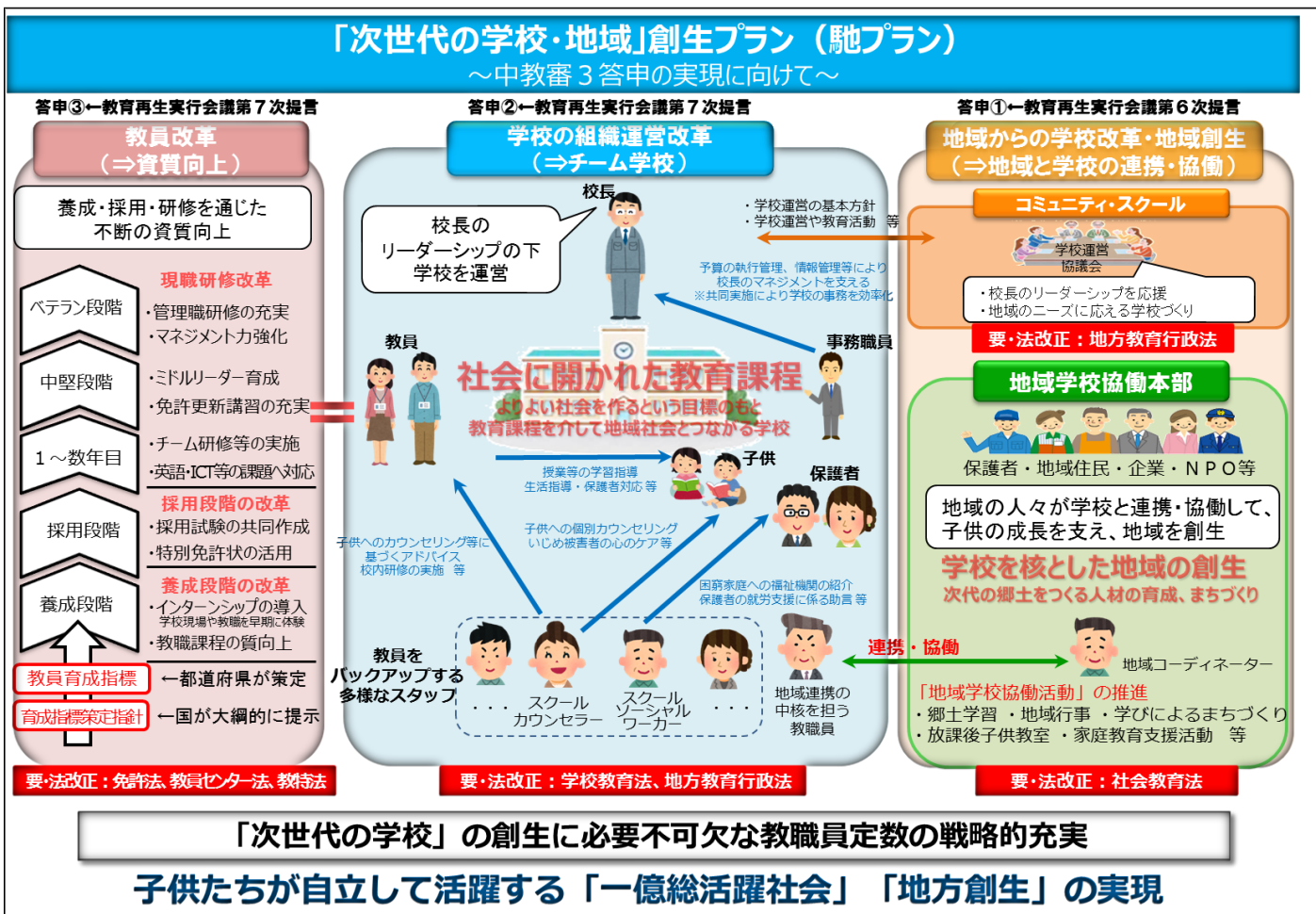
(例1のタイプ) 山口県美祢市立伊佐小学校・伊佐中学校

両学校の学校運営協議会の委員全員を、同一メンバーで構成している。学校運営協議会の下部組織として、「まなび【知】」、「ココロ【徳】」、「からだ【体】」の3部会を構成し、各部会に属する保護者・地域住民と小中の教職員が9ヶ年で育てたい子供たちの力(めざす伊佐っ子)を共有。それぞれの学校で具体的な手立てを決定し、活動を展開している。

「次世代の学校・地域」創生プラン(H28.1.25策定)

一億総活躍社会の実現と地方創生の推進のため、学校と地域が一体となって地域創生に取り組めるよう、中央教育審議会の三つの答申^(※)の内容の具現化を強力に推進するべく、文部科学省では、平成28年1月に「次世代の学校・地域」創生プランを策定しました。

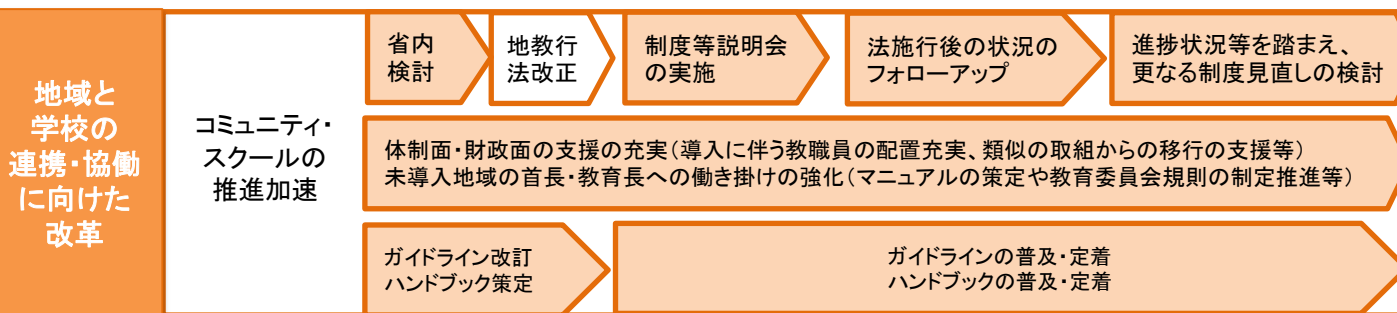
- (※) ・「これからの学校教育を担う教員の資質能力の向上について」
 ・「チームとしての学校の在り方と今後の改善方策について」
 ・「新しい時代の教育や地方創生の実現に向けた学校と地域の連携・協働の在り方と今後の改善方策について」



このプランの中で、コミュニティ・スクールについては、①地教法の改正案の提出、②コミュニティ・スクールを推進・加速するための総合的な方策の実施(体制面・財政面の支援の充実、未導入地域への働きかけの強化、コミュニティ・スクール設置の手引の改訂等)を明示しています。

「次世代の学校・地域」創生プラン一体改革工程表(コミュニティ・スクール関連)

| | 平成28年度 | 平成29年度 | 平成30年度 | 平成31年度 | 平成32年度 |
|------------------------|-----------|----------|--------|--------|--------|
| 教育振興基本計画 | 第2期 | | 第3期 | | |
| 学習指導要領改訂(小学校の制) | 答申・指導要領改訂 | 新指導要領周知等 | | 全面实施 | |



- 第四十七条の五 教育委員会は、教育委員会規則で定めるところにより、その所管に属する学校のうちその指定する学校(以下この条において「指定学校」という。)の運営に関して協議する機関として、当該指定学校ごとに、学校運営協議会を置くことができる。
- 2 学校運営協議会の委員は、当該指定学校の所在する地域の住民、当該指定学校に在籍する生徒、児童又は幼児の保護者その他教育委員会が必要と認める者について、教育委員会が任命する。
 - 3 指定学校の校長は、当該指定学校の運営に関して、教育課程の編成その他教育委員会規則で定める事項について基本的な方針を作成し、当該指定学校の学校運営協議会の承認を得なければならない。
 - 4 学校運営協議会は、当該指定学校の運営に関する事項(次項に規定する事項を除く。)について、教育委員会又は校長に対して、意見を述べることができる。
 - 5 学校運営協議会は、当該指定学校の職員の採用その他の任用に関する事項について、当該職員の任命権者に対して意見を述べることができる。この場合において、当該職員が県費負担教職員(第五十五条第一項、第五十八条第一項又は第六十一条第一項の規定により市区町村委員会がその任用に関する事務を行う職員を除く。)であるときは、市町村委員会を経由するものとする。
 - 6 指定学校の職員の任命権者は、当該職員の任用に当たっては、前項の規定により述べられた意見を尊重するものとする。
 - 7 教育委員会は、学校運営協議会の運営が著しく適正を欠くことにより、当該指定学校の運営に現に著しい支障が生じ、又は生ずるおそれがあると認められる場合においては、その指定を取り消さなければならない。
 - 8 指定学校の指定及び指定の取消しの手続、指定の期間、学校運営協議会の委員の任免の手続及び任期、学校運営協議会の議事の手続その他学校運営協議会の運営に関し必要な事項については、教育委員会規則で定める。

〔参照条文〕

法三八(市町村教育委員会の内申)、三九(校長の所属教職員の進退に関する意見の申出)、五五1(条例による事務処理の特例)、五八1(指定都市に関する特例)、六一1(中等教育学校を設置する市町村に関する特例)、自治法一三八の四3(附属機関)、地公法三3(一般職に属する地方公務員及び特別職に属する地方公務員)、四(この法律の適用を受ける地方公務員)、一七(任命の方法)、二七(分限及び懲戒の基準)、二八(降任、免職、休職等)、三四(秘密を守る義務)

〔改正経過〕

平成一六年法律九一号により追加。平成二三年法律三七号(地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律)により第九項を削除。

条文解説

本編については、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」の条文解説本第四次改訂版（木田宏著 教育行政研究会編著 第一法規出版）からの抜粋となります。特に、教育委員会の方々におかれては、本編を参考にいただければと思います。

一 本条は、公立学校の管理運営の改善を図るため、教育委員会が、その指定する学校の運営に関して協議する機関として、保護者や地域住民等により構成される学校運営協議会を設置できること及び学校運営協議会の委員、権限等について、平成一六年の本法改正により新たに規定したものである。近年、時代の変化に応じて、保護者や地域住民等から、学校教育に対する多様かつ高度な要請や、開かれた学校運営を求める声が寄せられるようになっており、学校運営協議会は、このような要請に応え、公立学校への信頼を更に高めていくため、保護者や地域住民等が一定の権限と責任をもって学校運営に直接参画する方策の一つとして導入されたものである。

二 第一項は、教育委員会は、教育委員会規則で定めるところにより、所管する学校の中から指定した学校に学校運営協議会を置くことができることを規定している。学校運営協議会は、地域の実情や学校の状況を踏まえ、その学校の地域住民や当該学校に在籍する児童、生徒又は幼児の保護者の意向を直接的に学校運営に反映させるか否かについて、設置者である教育委員会が所管の学校ごとに判断を行い、特定の学校を指定して設置することとしたものである。また、学校運営協議会は、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校及び幼稚園に置くことができる。

学校運営協議会は、教育委員会の管理権限の下、学校管理規則等に基づき、学校の責任者である校長が日常的な学校運営を実施する現行の公立学校の管理運営制度を前提として、校長の管理運営及び教育委員会の任命権の行使上の手続きに関与する機関であることから、地法自治法上の附属機関¹にとどまらず、当該学校の運営について一定の範囲で法的な権限を有する教育委員会の下部組織たる合議制の機関として、教育委員会がその責任において設置するものである。

なお、学校運営協議会を設置する学校については、各教育委員会の判断で「コミュニティ・スクール」等と、適宜名称を付することも可能である。

三 第二項は、学校運営協議会が、一定の権限が付与される機関であることから、その委員については、設置者である教育委員会の責任において人選が行われ、任命するものと規定している。委員は、地方公務員法上の特別職の公務員として身分を有することとなる（地公法三三）。また、その委員は、学校が所在する地域の住民、学校に在籍する児童、生徒又は幼児の保護者その他教育委員会が必要と認める者としており、地域の具体的な範囲については、学校運営の改善を図るために協力を得る必要がある地域はどの範囲かという観点から、学校の設置者が判断すべきものであるが、基本的には、各学校の通学区域程度の範囲が想定される。なお、「その他教育委員会が必要と認める者」としては、校長、教職員、学識経験者、関係機関の職員等が想定されるが、学校運営協議会は学校の管理運営に一定の権限をもって関与する機関であるため、委員として当該学校の児童生徒を参画させることは想定されていない。

前述のとおり、委員は、特別職の地方公務員の身分を有することから、地方公務員法上の守秘義務（地公法三四条）は課されないが、委員は、協議などを通じ児童生徒や職員等に関する個人的な情報を職務上知り得る可能性があることから、教育委員会規則において守秘義務を定めるなど適切な対応が必要である。また、委員に対しては、各地方公共団体の条例に基づき、報酬や交通費等の実費が支弁される。

四 学校運営協議会の権限

（一）校長の作成する学校運営の基本方針の承認（必須）

第三項は、校長は、学校の運営に関して基本的な方針を作成し、学校運営協議会の承認を得なければならないことを規定している。これは、学校運営協議会を通じ、保護者や地域住民等が、校長と共に学校運営に責任を負うとともに、校長が作成する学校運営の基本方針に保護者や地域住民等の意向を反映させることを目的としている。基本的な方針において定めるものは、教育課程の編成その他教育委員会規則で定める事項であり、教育課程の編成以外の事項としては、施設管理、組織編成、施設・設備等の整備、予算執行等に関する事項が考えられるが、具体的には、地域や学校の実態等に応じて教育委員会規則において定めることとなる。校長は、承認された学校運営に関する基本的な方針に沿い、その権限と責任において教育課程の編成等の具体的な学校運営を行うことが求められる。ただし、校長は、個々の具体的な権限の行使の在り方や内容について、学校運営協議会の指示や承認を受けるものではない。

（二）学校運営に関する教育委員会又は校長に対する意見（任意）

第四項は、学校運営協議会は、学校の運営に関する事項について、教育委員会又は校長に対して、意見を述べることができることを規定している。これは、学校運営協議会が、学校運営に関して協議する機関として設置されるものであることから、基本的な方針の承認にとどまらず、当該学校の運営全般について、広く保護者や地域住民等の意見を反映させる観点から意見を申し出ることができる旨を明確にしたものである。意見の内容としては、学校管理規則の見直しや学校の裁量拡大、教育課程やその実施状況等についての意見が想定される。

(三) 教職員の任用に関する教育委員会に対する意見(任意)

第五項は、学校運営協議会は、学校の職員の採用その他の任用に関する事項について、当該職員²の任命権者に対して意見を述べるができることを規定している。学校運営協議会の意見は、当該学校の運営の基本的な方針を踏まえて実現しようとする教育目標、内容等に適った教職員の配置を求める観点からなされるものである。一方、「採用その他の任用³」とは、採用、昇任、転任であり、分限(免職、休職、降任、降給)、懲戒(免職、停職、減給、戒告)、勤務条件(給与、勤務時間の決定)は意見の対象とならない。

学校運営協議会を設置する学校であっても、市町村教育委員会の内申権、校長の意見具申権に変更は生じないため、学校運営協議会の意見の有無や内容にかかわらず、校長は意見具申を行うことが可能であり、都道府県教育委員会も、市町村教育委員会の内申をまって任命を行う必要がある。その際、市町村教育委員会は、内申の内容について、学校運営協議会の意見の内容との調整に留意する必要がある。また、県費負担教職員に関する学校運営協議会の意見については、市町村教育委員会を経由して都道府県教育委員会に提出される必要がある。これは、設置者としてその内容を了知しておく必要があるためであり、市町村教育委員会においてその内容が変更されるものではない。

第六項は、任命権者は、職員の任用に当たり、学校運営協議会が述べた意見を尊重⁴するものとするを規定している。学校運営協議会の意見は、任命権者の任命権の行使を拘束するものではなく、任命権者は、最終的には自らの権限と責任において任命権を行使することとなるが、任命権者においては、学校運営協議会の意見を尊重し、その内容を実現するよう努める必要がある。

五 第七項は、学校運営協議会の活動により当該学校の運営に著しい支障が生じ、又は生ずるおそれがあると認められる場合、教育委員会は、指定を取り消し、教育活動の円滑な実施が損なわれないようにしなければならないことを規定している。指定の取り消し事由としては、①委員同士の意見が対立して学校運営協議会として意思形成が行えない場合、②学校運営協議会としての活動の実態が認められない場合、③校長と学校運営協議会の方針が著しく対立し、結果として学校の円滑な運営に支障が生じている場合、④一部ないし全部の委員による偏った運営がなされていると認められる場合等が想定されるが、教育委員会規則によりあらかじめ取消し事由を具体的に定めておくことが望まれる。教育委員会は、学校運営協議会の運営の状況について把握に努めるとともに、必要に応じて学校運営協議会及び校長に対して指導、助言を行うなど、学校運営協議会の円滑な運営の確保に努める必要がある。

六 第八項は、学校運営協議会の運営に関する事項については、教育委員会規則において定めることを規定している。このように制度の運用に関わる大部分を教育委員会規則に委ねているのは、地域の実態や学校の実情等も踏まえ、各教育委員会の判断で柔軟に運用することを可能とするためである。各教育委員会は、公立学校としての運営の公正性、公平性、中立性の確保に留意しつつ、学校運営協議会の運営に関する事項について責任をもって定めるとともに、その内容について広報、周知に努める必要がある。

七 地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律(平成二三年法律三七号)により、市町村教育委員会の所管に属する学校について学校運営協議会を置く学校の指定に当たって、都道府県教育委員会との事前協議を義務付けていた第九項が削除された。

< 注解 >

1 地方公共団体の教育委員会などの執行機関は、法律又は条例で定めるところにより、「附属機関」として、その担任する事務について調停、審査、審議、調査を行うための機関を置くことができることとされている(自治法一三八の四3)。

2 「職員」とは、校長、副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭、養護助教諭、寄宿舎指導員、講師、学校栄養職員及び事務職員その他当該学校の職員がすべて含まれる。

3 地方公務員の任用の方法については、地方公務員法上、採用、昇任、降任、転任の四種が規定されている(地公法一七条)が、このうち降任については、法律で定める場合でなければ職員の意に反して行うことができない分限処分(同法二七条、二八条)であり、意見の対象とはならない。

4 内申については、都道府県教育委員会において尊重することが現行法文上は明記されていない(法三八条)。これは、内申が都道府県と市町村の相互の協力により県費負担教職員の人事の円滑な実施を行うためのものであることから、本来的に都道府県教育委員会においてはこれを尊重することが当然に予定されているものである、また、原則としては内申を得ずに任命権は行使できないこととされていると考えられるからである。学校運営協議会の意見は、内申と異なり、都道府県教育委員会に対して一方的に述べられるものであり、都道府県教育委員会において適切に考慮されるべきことを明らかにするために、「意見を尊重する」ことを法文上規定したものである。

学校運営協議会規則の例

※各自治体の学校運営協議会規則を参考に作成しています。

(目的)

第1条 この規則は地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第47条の5に規定する学校運営協議会(以下「協議会」という)について、必要な事項を定める。

必ず記載します。

(趣旨)

第2条 協議会は、学校運営に関して〇〇市教育委員会(以下「教育委員会」という。)及び校長(園長を含む。以下同じ。)の権限と責任の下、保護者及び地域住民の学校運営の参画の促進や連携強化を進めることにより、学校と保護者、地域住民等と信頼関係を深め、一体となって学校運営の改善や児童生徒の健全育成に取り組むものとする。

(指定)

第3条 教育委員会は、前条の目的が達成できると認める場合には、協議会を置く学校を指定することができる。
2 教育委員会は、前項の指定を行おうとするときは、指定しようとする学校の校長、保護者及び地域住民の意向を踏まえ、前項の指定を行うものとする。

(学校運営に関する基本的な方針の承認)

第4条 第3条第1項の指定を受けた学校(以下「指定学校」という。)の校長は、次の各号に掲げる事項について毎年度基本的な方針を作成し、協議会の承認を得るものとする。

(例)(1)教育課程の編成に関すること

(2)学校経営計画に関すること

(3)組織編成に関すること

(4)学校予算の編成及び執行に関すること

(5)施設管理及び施設設備等の整備に関すること

2 指定学校の校長は、前項において承認された基本的な方針に従って学校運営を行うこととする。

(学校運営等に関する意見の申し出)

第5条 協議会は、当該指定学校の運営全般について、教育委員会又は校長に対して、意見を述べることができる。

2 協議会は、当該指定学校の職員の採用その他の任用に関する事項について、教育委員会を経由し、△△県教育委員会に対して意見を述べることができる。

3 協議会は、前2項の規定により教育委員会に対して意見を述べるときは、あらかじめ、校長の意見を聴取するものとする。

(学校運営等に関する評価及び情報提供)

第6条 協議会は、毎年度1回以上、当該指定学校の運営状況等について評価を行うものとする。

2 協議会は、保護者、地域住民等に対して活動状況を公開する等の方法により積極的に情報提供に努めなければならない。

「学校関係者評価」と「学校支援」について規則に定めている自治体の例もあります。

(住民参画の促進等)

第7条 協議会は、当該指定学校の運営について、地域住民等の理解、協力、参画等が促進されるよう努めるものとする。

2 協議会は、当該指定学校の教育活動に対する地域住民等の積極的な参画及び支援が促進されるよう努めるものとする。

(委員の任命)

第8条 協議会の委員は〇名内とし、次の各号に掲げる者のうちから、校長の推薦により教育委員会が任命する。

(例)(1)保護者

(2)地域住民

(3)当該指定学校の校長

(4)当該指定学校の教職員

(5)学識経験者

(6)関係行政機関の職員

(7)その他、教育委員会が適当と認める者

「校長の推薦により」委員を任命すると規則に定めている自治体の例もあります。

2 委員の辞職等により欠員が生じた場合には、教育委員会は速やかに新たな委員を任命するものとする。

3 委員は特別職の地方公務員の身分を有する。

(守秘義務等)

第9条 委員は職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

2 前項のほか、委員は、次の各号に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 委員たるにふさわしくない非行をおこなうこと
- (2) 委員としての地位を営利行為、政治活動、宗教活動等に不当に利用すること
- (3) その他、協議会及び指定学校の運営に著しく支障をきたす言動を行うこと

(任期)

第10条 委員の任期は〇年とし、再任を妨げない。

2 第6条第2項の規定により新たに任命された委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 第1項及び第2項の規定にかかわらず、指定学校の指定の期間が満了したとき又はその指定が取り消されたときは、委員はその身分を失う。

(報酬)

第11条 委員の報酬は別に定める。

(会長及び副会長)

第12条 協議会に会長及び副会長を置き、委員の互選により、選出する。

2 会長が会議を招集し、議事を掌る

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は欠けたときは、その職務を行うものとする。

(議事)

第13条 協議会は、会長が開催日前に議案を示して招集する。ただし、緊急を要する場合においては、この限りでない。

2 協議会は、委員の半数以上の出席がなければ会議を開くことができない。

3 協議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは会長の決するところによる。

(会議の公開)

第14条 協議会は、特別の事情がない限り公開とする。

2 会議を傍聴しようとする者は、あらかじめ会長に申し出なければならない。

3 傍聴人は、会議の進行を妨げる行為をしてはならない。

(研修)

第15条 教育委員会は、委員に対して、協議会の役割及び責任並びに委員の役割及び責任等について正しい理解を得るため、必要な研修等を行うものとする。

(指導及び助言)

第16条 教育委員会は、協議会の運営状況についての的確な把握を行い、必要に応じて指導及び助言を行うものとする。

2 教育委員会及び指定学校の校長は、協議会が適切な合意形成を行うことができるよう必要な情報提供に努めなければならない。

(指定の取消し)

第17条 教育委員会は、前条による指導及び助言にもかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、指定を取り消すことができる。

- (1) 協議会としての活動の実態がないと認められる場合
- (2) 協議会としての合意形成が行うことができないと認められる場合
- (3) その他学校の運営に著しい支障が生じ、又は生ずるおそれがあると認められる場合

2 教育委員会は、指定を取り消す場合には、取消事由を明示した書面を交付しなければならない。

(委員の解任)

第18条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当する場合は、委員を解任することができる。

- (1) 本人から辞任の申出があった場合
- (2) 第9条に反した場合
- (3) その他解任に相当する事由が認められる場合

2 教育委員会は、委員を解任する場合には、その理由を示さなければならない。

コミュニティ・スクール

検索



コミュニティ・スクール(学校運営協議会制度)
http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/community/index.htm

コミュニティ・スクールに関する基本情報を掲載しています

「熟議」に取り組むなら

「地域学校協働活動」「コミュニティ・スクール」に取り組んでいる事例を紹介しています



コミュニティ・スクール
パンフレット



ワークショップのすすめ



地域と学校の連携・協働の
推進に向けた参考事例集

国の最新の動向を知るには

新しい時代の教育や地方創生の実現に向けた学校と地域の連携・協働の在り方と今後の推進方策について (中教審答申) (平成27年12月)

「次世代の学校・地域」創生プラン

(平成28年 1月)

全国の好事例や研究者・経験者の話を聞くには

地域とともにある学校づくり推進フォーラム (平成28年度)

| | | | | |
|-----|--------------|--------------|--------------|---------------|
| 開催日 | H28.7.15 (金) | H28.7.29 (金) | H28.8.26 (金) | H28.10.21 (金) |
| 開催地 | 鳥取 | 秋田 (全国大会) | 奈良 | 北海道 |
| 会場 | 県立生涯学習センター | カダレ 他3会場 | なら100年会館 | 共済ホール |

| | | | |
|---------------|---------------|--------------|---------------|
| H28.11.11 (金) | H28.11.17 (木) | H28.12.9 (金) | H28.12.17 (土) |
| 長崎 | 長野 | 東京 | 山口 |
| 長崎ブリックホール | ホクト文化ホール | 文科省講堂 | 周南市文化会館 |

(文部科学省『コミュニティ・スクール』のホームページから参加申込ができます)

国の施策や、実践家(校長・教育長・運営協議会会長等)の話を聞きたいときは

地域とともにある学校づくりの推進に向けたコミュニティ・スクール推進員(CSマイスター)派遣事業及び制度等活用説明会

文部科学省初等中等教育局参事官（学校運営支援担当）付 運営支援企画係

電話番号：03.5253.4111（代表）内線3720 <みんなあつまれ！>

F A X：03.6734.3727

E.mail：syosanji@mext.go.jp



文部科学省

MINISTRY OF EDUCATION,
CULTURE, SPORTS,
SCIENCE AND TECHNOLOGY-JAPAN